

行政常任委員会会議録

平成 30 年 3 月 6 日（火曜日）

午前 10 時 30 分開議

5 階 委 員 会 室

◎日程

1 消防本部

- (1) 専決処分について
- (2) 夕張市火災予防条例の一部改正について
- (3) 手数料条例の一部改正について

2 教育委員会

- (1) 夕張市健康会館に係る指定管理者の指定について
- (2) 郷土文化施設設置条例の一部改正について
- (3) ゆうばり文化スポーツセンター設置条例の一部改正について
- (4) 学校運営協議会（コミュニティスクール）の設置について
- (5) 平成 30 年度夕張市石炭博物館の営業について

3 建設課

- (1) 夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正について
- (2) 拠点複合施設建設用地の取得について

4 土木水道課

- (1) 夕張市水道事業経営戦略策定について

5 保健福祉課

- (1) 第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
- (2) 夕張市介護保険条例の一部改正について
- (3) 夕張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- (4) 夕張市地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について
- (5) 夕張市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (6) 夕張市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

6 生活福祉課

- (1) 第 2 次夕張市障がい者計画・第 5 期夕張市障がい福祉計画・第 1 期夕

張市障がい児福祉計画について

7 市民課

(1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について

(2) 夕張市戸籍電算化事業について

8 財政課

(1) 統一的な基準による財務書類の作成について

9 総務課

(1) 夕張市職員給与条例の一部改正について

(2) 夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

(3) 退職手当支給条例の一部改正について

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君

高 間 澄 子 君

本 田 靖 人 君

小 林 尚 文 君

今 川 和 哉 君

熊 谷 桂 子 君

君 島 孝 夫 君

千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

【委員長挨拶】

(大山委員長)

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして皆さんにお願いがございます。携帯電話等をお持ちの方は着信音にご配慮をいただくとともに、ご利用はお控えください。

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は、8名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、両理事、総務課長のほか、説明員として教育長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育委員会、建設課、土木水道課、保健福祉課、生活福祉課、市民課、財政課、総務課の順

に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

【消防本部】

1. 専決処分について
2. 夕張市火災予防条例の一部改正について
3. 手数料条例の一部改正について

(消防次長)

おはようございます。消防本部から3件、報告いたします。

まず初めに、資料1、専決処分についてをごらんください。

平成29年10月29日、南部住の江町において、夕張市消防団南部分団員が消火栓の開閉確認作業中、誤って強く放水したため濁り水が発生したものです。

つきましては、平成30年1月12日開催の夕張市損害賠償委員会において賠償額を決定し、地方自治法第180条の規定により専決処分したものであります。

被害状況は、濁り水166件、断水5件。損害賠償の額は26万1,378円。うち、損失水費が5万9,553円。維持管理業者対応費が20万1,825円となっております。損害賠償の相手方は、夕張市長であります。

この件についての報告は以上です。

次に、夕張市火災予防条例の一部改正について報告いたします。

資料2をごらんください。

現行火災予防条例53条の次に、「防火対象物の消防用設備等の状況の公表」を第54条に追加し、現行第54条以下については1条ずつ繰り下げるものであります。

改正の概要につきましては、消防が毎年行っている防火対象物の立入検査の際に、重大な消防法令違反を確認した場合は、防火対象物の名称・所在地・違反の内容について、消防本部のホームページにより公表するものであります。

公表の対象となる防火対象物は、百貨店・ホテル・病院など不特定多数の者が出入りする特定防火対象物となっております。

公表の対象となる違反は、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の未設置による義務違反となります。違反の是正が確認されるまで、公表するものであります。

この条例改正案の施行日は、平成 30 年 4 月 1 日からとなっております。

この件についての報告は以上です。

次に、手数料条例の一部改正についてご報告いたします。

資料 3 をごらんください。

この条例改正の概要につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において定められている手数料の標準額、これは原則として 3 年ごとに見直しが行われているところであり、平成 29 年度は見直し年度に該当するため、手数料の標準額の見直しを行うものであります。

今回の改正では、準特定屋外タンク貯蔵所、特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置許可手数料と、特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査手数料及び保安検査手数料が改定されるものであります。

この条例改正案の施行日は、平成 30 年 4 月 1 日からとなっております。

消防本部からの報告は以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

熊谷委員。

(熊谷委員)

今、説明のありました資料 3 について伺います。

設置手数料が金額的には、結構大幅な値上げなのかなと思うのですが、この値上げの金額を決める際の基準になるようなものがありましたら、お願いします。

(消防次長)

ただいまの熊谷委員の質問にお答えします。

この金額ですが、人件費単価または物価水準の変動に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務及び事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額を見直したということです。

(熊谷委員)

ほかの地域に比べてとか、そういったことはあるのでしょうか。

(消防次長)

熊谷委員の質問にお答えします。

これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令において改正されているので、これは夕張だけということではなくて、全国同じになっています。

(熊谷委員)

わかりました。済みません。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. 夕張市民健康会館に係る指定管理者の指定について
2. 郷土文化施設設置条例の一部改正について
3. ゆうばり文化スポーツセンター設置条例の一部改正について
4. 学校運営協議会（コミュニティスクール）の設置について
5. 平成 30 年度夕張市石炭博物館の営業について

(大山委員長)

それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

今教育長。

(教育長)

おはようございます。

教育委員会につきましては、お手元の資料の 5 項目について押野見課長のほうから報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(教育課長)

それでは、まず 1 点目、指定管理者の指定についてご説明いたします。

夕張市民健康会館につきましては、夕張市公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項第 5 号及び同条例施行規則第 5 条第 1 項第 2 号により、公募によらない方法で市民健康会館運営委員会を指定管理者候補として選定いたしました。指定期間は、施設の老朽化などにより市民健康会館運営委員会と協議の結果、引き続き 1 年更新とし、平成 30 年 4 月 1 日から 1 年間と考えております。

なお、ただいまご説明いたしました指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決が必要となりますことから、第 1 回定例審議会へ提案しようとするものでありますので、お含みおき

願います。

続きまして、(2)夕張市郷土文化施設設置条例の改正についてご説明申し上げます。

1 ページ、資料 1 をごらんください。

夕張市郷土文化施設設置条例の改正について、ご説明いたします。

本条例は、平成 28 年度から 2 カ年にわたり市教育委員会による直営で管理運営することとなったため、平成 28 年 3 月に博物館の開館期間の設定及び使用料の割引等について条例改正を行ったところでございます。

来年度からは、炭鉱(ヤマ)の記憶推進事業団により指定管理が行われることから、指定管理者が条例の範囲内で開館期間等を設定できることから、開館期間を最大期間として通年とし、使用料の上限として 1,500 円とする条例改正を行うものでございます。

そのほかに 3 ページ、ゆうばり化石館の住所に誤りがあったため修正を行うものでございます。

なお、現段階で指定管理者との協議の中では、開館期間は 4 月 28 日から 11 月 4 日、入場料は一般の大人で 1,080 円とする予定であるとのことであります。1 ページから 6 ページまでは、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、(3)ゆうばり文化スポーツセンター設置条例の改正についてご説明申し上げます。

7 ページ、資料 2 をごらんください。

ゆうばり文化スポーツセンター設置条例の改正について、ご説明いたします。

ゆうばり文化スポーツセンターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとなっているところでございますが、昨今のスポーツセンターの利用状況で開館時間外での利用に対する依頼が多くなされている状況でございます。

例えば、10 時から大会を開催するため 7 時から会場準備等を行いたいので、開館してほしい、もしくは夜 9 時以降も使用したい旨の依頼が多くなっているところですが、条例上使用料の設定がなされていないことから、開館対応しているものの料金徴収ができない状況でありました。

しかし、今年度より文化スポーツセンターは NPO 法人夕張市体育協会による指定管理となったことから、指定管理者の負担が増加したことに伴い、正規料金として徴収できるよう条例改正をするものであります。時間外の使用料の設定は、夜間の料金を適応させていただくものとしております。

なお、ただいま説明いたしました 2 件の条例改正につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決が必要となりますことから、

第1回定例市議会へ提案しようとするものでありますので、お含みおき願います。

続きまして、(4)学校運営協議会の設置について、ご説明申し上げます。

9 ページ、資料3をごらんください。

学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールの設置について、ご説明申し上げます。

昨年8月より夕張市学校運営協議会設立準備委員会を立ち上げ、これまで4回にわたり開催し、体系の調整・委員数・規則・要領等について協議を行ってまいりました。

また、11月には市民及び保護者を対象としてコミュニティスクールアドバイザーを招き、講演を行っていただいたところでございます。

10 ページには、設立準備委員会で出された意見を簡潔にまとめたもので、教育大綱から目指す子どもの姿を引用したもので、今後新しく委員になっていただく方々へ、夕張のコミュニティスクールの活動がぶれないように説明資料として使用していくものでございます。

今後は、4月の学校運営協議会設立に向け、委員の選定と依頼を行っていくところでございます。

続きまして、(5)平成30年度夕張市石炭博物館の営業について、ご説明申し上げます。

11 ページ、資料4をごらんください。

石炭博物館は平成28年度、平成29年度の2カ年にわたり大規模改修を行ってきたところであり、今年度の工事も順調に進んでいるところでございます。来年度は、いよいよ全面リニューアルオープンとなり、指定管理者である炭鉱(ヤマ)の記憶推進事業団による管理運営が始まるところでございます。

現在のところ、リニューアルオープンに向けてさまざまな周知活動を行っていく予定で、広報への掲載、映画祭でのPR等を予定しております。リニューアルオープンは、4月28日を予定しているところでございます。12ページに添付しておりますチラシを関係機関へ配布する予定となっております。

また、平成30年度の営業日についてもチラシの裏面に記載しておりますので、参考に願います。

なお、スケジュールには記載しておりませんが、4月中旬ごろをめどに市議会議員に皆様への内覧会を予定しているところでございます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

千葉委員。

(千葉委員)

学校運営協議会の件なのですけれども、先ほど準備委員会のほうで規則の制定等についても話し合われているという話なのですけれども、規則の案はもうできたのかどうか。

(教育課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

規則及び要領についても策定済みでございますが、本日は資料が多くなるので、添付しておりませんので、もし必要であれば後ほど資料提供させていただきます。

以上です。

(千葉委員)

よろしくお願いいたします。

それを見れば、ほとんど例えば委員さんの任期が何年だとか、委員さんを選ぶのかについて……（発言する者あり）が、わかると思いますので、できましたら資料提供のほうをよろしくお願いいたします。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

熊谷委員。

(熊谷委員)

石炭博物館のことで伺います。

設置条例の中では、3番目で施設の開館期間は通年とするという文言ですよ。そして、市長が特に必要があると認めたときは、休館日を設けることができるというふうになっていて、今のお話とチラシを見ますと、11月4日で冬期間は閉館するということなのかなと思うのですけれども、この辺はどういった考え方なのか、お願いします。

(教育課長)

熊谷委員のご質問にお答えします。

基本的に使用料と一緒に、市の場合は最大期間の設定と使用料の上限値を設定するという事で、その範囲内であれば指定管理者が開館期間もしくは使用料の設定を自由に設定できるということになっておりますので、市としては条例上は最大期間の通年、でもその中で指定管理者がいつからいつまでという設定をするというものになっております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【建設課】

1. 夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正について
2. 拠点複合施設建設用地の取得について

(大山委員長)

それでは、次に、建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課から2点、ご報告させていただきます。

まず1点目、資料1をごらんください。

夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正ということで、今年度中に老朽化した住宅の除去したものについて、管理戸数を減じるため今回第1回定例市議会に上程するものであります。

内訳としましては、若菜、これは保健福祉センターの裏ですけれども、この公営住宅2棟4戸。清水沢宮前町、宮前いずみ団地に移転ということで空き家となった賃貸住宅7棟28戸。それと紅葉山、これはセイコーマートの向かい側になりますけれども、こちらの空き屋公営住宅3棟13戸。合わせて12棟45戸を減じて、管理戸数の条例の整理を行うものであります。

続きまして、資料2の1をごらんください。

拠点複合施設建設用地の取得についてでありますけれども、拠点複合施設の整備等を行うため、建設用地取得につきまして財産条例第2条に基づき第1回定例市議会に議案を提出するものであります。

取得しようとする財産につきましては、夕張市南清水沢4丁目48番地1のうち1万2,968.03平米。地目は、畑になります。取得予定額は、補正予算でも出ておりましたが、4,538万8,105円。土地の所有者につきましては、南清水沢4丁目48番地の佐渡昌彦様になります。

財産条例につきましては、議会承認 1 件 5,000 平米の土地の取得につきましては、議会の承認が必要ということで、今回議案を提出するものであります。

以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【土木水道課】

1. 夕張市水道事業経営戦略策定について

(大山委員長)

それでは、次に、土木水道課から報告を受けてまいります。

熊谷課長。

(土木水道課長)

それでは、夕張市水道事業経営戦略策定について、ご説明申し上げます。

資料 1 でございます。

この経営戦略策定につきましては、平成 26 年 8 月に総務省より中長期的な経営の基本計画を策定するよう通知があったところであり、夕張市においても経営戦略ガイドラインに基づき、策定したところでございます。

策定の趣旨でございますが、使用料収入や施設の老朽化に対応する機器更新経費など、将来における経営環境が厳しくなると予想される中で、水道サービスを持続的に提供するため、経営健全化に取り組むことが非常に重要となるところでございます。

これらのことから、平成 22 年に策定した夕張市上水道第 8 期拡張事業計画をもとに、現状把握、将来予測を行い経営基盤の強化と経営管理の向上を図るとともに、将来にわたり安定的に事業を継続する必要があることから、平成 30 年度から 10 年間を計画期間とした水道事業経営戦略を作成したところでございます。

夕張市水道事業経営戦略の内容につきましては、地域住民の経営状況など

を公表する必要があることから、本年 3 月中に市ホームページに掲載するとともに、広報ゆうばりでも経営戦略について周知することとしております。

なお、配付資料につきましては、資料の 1 の 2、夕張市経営戦略策定をありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで土木水道課を終わります。

【保健福祉課】

1. 第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
2. 夕張市介護保険条例の一部改正について
3. 夕張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
4. 夕張市地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について
5. 夕張市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
6. 夕張市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

(大山委員長)

それでは、次に、保健福祉課から報告を受けてまいります。

平塚課長。

(保健福祉課長)

第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきまして、今般、計画案を取りまとめましたので、報告いたします。

お手元の資料、計画案により計画の内容について説明します。

資料 3 ページをごらんください。

まず 1、計画策定の趣旨ですが、本計画は第 6 期の計画期間が終了することに伴い、これまでの高齢者保健福祉政策を総括するとともに、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据えた上で、今後の高齢者保健福祉及び介護保険政策の方向性を明らかにし、これらの目標に向かって市民・地域・事業者・行政等の連携のもと、介護保険事業を円滑に実施し、高齢者保健福祉計画を一体的に推進するために策定したものでございます。

2、計画の法的位置づけ、他計画との関係についてでございます。

老人福祉計画と介護保険事業計画は、法律により市町村が定めることとされているもので、それぞれ根拠法が異なりますが、高齢者福祉政策の総合的な推進のため、一体的に策定をしています。

4 ページをごらんください。

3、計画期間は 3 年ごとに計画を見直す必要があり、第 7 期の計画期間は、平成 30 年度からの 3 年間です。

4、計画策定の方法です。

計画策定に当たりましては、被保険者代表を保健福祉医療関係者など幅広い分野の関係者で構成される夕張市介護保険運営協議会において、本計画について 4 回にわたって委員の皆様のご意見を伺うとともに、65 歳以上の介護認定をお持ちでない方を対象にした高齢者生活実態調査、それと、介護認定をお持ちでも在宅で生活をされている方を対象にした在宅介護実態調査、そして、介護保険事業所長さん、介護関係従事者を対象にしたワークショップなどを経て、策定した素案について、市民の皆様からご意見を伺うためのパブリックコメントを実施し、この計画案を取りまとめてまいりました。

続いて、資料 11 ページをごらんください。

平成 37 年度までの 9 月末における人口などをここに記載しております。上の段の棒グラフは年齢構成別、一番上の折れ線グラフは高齢者比率をあらわしています。下の段の表は、グラフの数値をあらわしています。平成 27 年度から 29 年度までは実績値で、30 年度以降は推定値です。平成 29 年の総人口は 8,470 人で、計画最終年に当たる平成 32 年は 7,484 人に減少、同様に、前期高齢者 1,729 人に対して 1,607 人に減少、同じく、後期高齢者 2,525 人に対して 2,297 人に減少すると見込まれます。

ただし、一番下の高齢者比率は 50.2 パーセントから計画最終年には 52.2 パーセントに増加するものと推定しております。この人口推計は、住民基本台帳の年齢別男女別のデータ推計を行いました。

続いて、資料 14 ページをごらんください。

ここで要介護度別要介護認定者の実績と推定値を記載しています。平成 27 年度から 29 年度までは実績値です。平成 28 年度までは 1,161 人に増加して

いますが、平成 29 年度より微減となり、この傾向が今後も継続するものと推定し、平成 32 年には 995 人まで減少するものと見込んでいます。

資料 15 ページをごらんください。

ここでは、第 1 号被保険者数及び認定者数の実績と推計値を記載しています。平成 29 年の第 1 号被保険者は 4,291 人が、計画最終年の 32 年には 3,970 人に減少するものと推定、平成 29 年の認定者総計 1,129 人が計画最終値の 32 年には 995 人に減少するものと推定しています。

続いて、第 3 章、19 ページから 41 ページまでは、各種調査結果を記載しています。

続いて、第 4 章、45 ページから 66 ページまでは、保健介護予防高齢者福祉サービスの現状と今後の方向性を記載しています。

続いて、資料 59 ページをごらんください。

第 5 章計画の総合的な推進。ここでは、重点課題に対する取り組みを記載しています。介護サービス基盤整備と地域包括ケアシステムの深化・推進に分かれており、地域包括ケアシステムの深化・推進では、1 番、介護予防・重度化防止の推進、2 番、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、3 番、在宅医療・介護連携の推進、4 番、認知症施策と権利擁護の推進、5 番、高齢者の居住安定に係る施策との連携について記載していますが、このうち 3 点について説明させていただきます。

60 ページ、上段の (2) 一般介護予防事業についてですが、「ゆうばり貯筋体操」の実施や地域組織の介護予防活動の支援・助言は継続事業ですが、自立支援・介護予防に関する普及啓発や介護支援ボランティアの育成など介護予防事業の充実を図るものとしています。

同じく 60 ページ中段、②生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進ですが、ここでは支援のニーズや生活支援の担い手や関係者のネットワーク等地域資源を把握し、ニーズとサービスのマッチングを行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備することで、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指すこととしています。

続いて 61 ページの中段、④認知症施策と権利擁護の推進についてでございます。認知症高齢者の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で自分らしく生活できるよう、地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するネットワークの構築等、総合的な支援を推進することとしています。

続いて、65 ページから 68 ページまでは、介護給付適正化事業の推進について記載しています。

続いて、69 ページをお開きください。

1、サービス料の見込みについてです。

厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムにより提供される実績データと、今後の認定者数の推計値からサービスの利用状況を推計したものを、69 ページから 72 ページに記載しています。

このサービス料をもとに推計したのが、74 ページから 76 ページの給付費になります。サービス料、給付費とも 14 ページでお示しした認定者数により、ここで推定を行っています。

続いて、77 ページをお開きください。

地域支援事業費の平成 30 年度からの推計値をここに記載しています。生活支援サービスの態勢整備により、介護予防・日常生活支援総合事業に効果があらわれるものとして推定しています。

隣の 78 ページをごらんください。

先ほどの、給付費及び地域支援事業費をもとに算出した結果、第 7 期の介護保険料基準月額、第 6 期の 4,953 円に対し 6,236 円となり、1,283 円の増額となります。

78 ページ下段には、保険料収納必要額の算定をお示ししています。

79 ページをごらんください。

79 ページでは、ただいまの保健料収納必要額を予定保険料収納率及び補正第 1 号被保険者数で割ったものが、年間基準額の 7 万 4,800 円になりますが、この第 1 号被保険者数の減少、すなわち支える方々の減少が基準額の増額に影響を及ぼしていることと思います。

これは、基準段階とされる第 5 段階の年間保険料になります。各所得の段階ごとの保険料は、79 ページの下段にお示ししています。

保険料増額の要因といたしましては、給付費に対する第 1 号被保険者負担割合が、22 パーセントから 23 パーセントになったこと、介護報酬改定や予定されている消費税引き上げなど制度的なものや第 6 期の借入金の償還、そして第 1 号被保険者数の減などが上げられます。

最後に、81 ページをごらんください。

81 ページは、計画の進行管理について記載しています。計画策定後においても、PDCA サイクルに従って計画の達成状況について、その実施状況の把握や評価点検等を行ってまいります。

以上で、資料 1 の説明を終わります。

続いて、資料 2 になります。

夕張市介護保険条例の一部改正について、資料 2 をお開きください。

(1)趣旨でございます。介護保険法に基づく介護保険事業に要する費用に充てるため、先ほど申し上げた資料 1 のとおり 3 年間の第 1 号被保険者の保険料額を改定するものになります。

②法改正により市の質問検査権について、法に準じて対象者を改正するものです。

(2)改正に内容については、新旧対照表のとおりとなっております。

続いて、3番、夕張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、資料3をお開きください。

なお、ここで訂正がございます。大変申しわけございません。表題の2行目の効果的な方法という記載がありますが、効果的な支援の方法、「支援」が脱語しております。大変申しわけございません、訂正願います。効果的な方法と2行目に記載がありますが、効果的な支援の方法でございます。申しわけございません。

(1)趣旨についてでございます。表記基準の改正により、指定居宅介護予防支援等の事業の運営基準が記載のとおり改められたため、法に準じて運営基準を改正するものでございます。

(2)改正内容についてでございますが、記載のとおり新旧対照表のとおりでございます。

続きまして、4、夕張市地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

資料4をお開きください。

(1)趣旨についてでございますが、介護保険法施行規則の改正により、指定地域密着型サービス事業者の指定基準が改められたため、記載のとおり基準を改正するものでございます。

②夕張市暴力団排除条例の規定に基づき、記載のとおり地域密着型サービス事業者等の指定基準を改正するものでございます。

改正内容については、別紙新旧対照表のとおりでございます。

続きまして、5、夕張市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

資料5をお開きください。

ここでは(1)趣旨、介護保険法施行規則の改正により、主任介護支援専門員の基準について記載のとおり改正するものでございます。改正内容は、新旧対照表のとおりとなっております。

最後になりますが、6、夕張市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(案)の概要について、ご説明申し上げます。

資料6をごらんください。

介護保険法の一部改正に伴い、従来都道府県等で条例で定めることとされていた指定居宅介護支援に関する基準について、平成30年4月1日より市町

村の条例で定めることとされたことから、当該基準に関する条例を制定するものでございます。

この条例の策定に当たり、国の基準や関係法令などを勘案し、次の二つの市独自の基準とすることといたしました。

資料裏面をごらんください。

1 番、申請者の要件に暴力団排除を加える。独自規定の趣旨は、夕張市暴力団排除条例の趣旨により、暴力団等の介入を防ぐための措置を講じるためのものでございます。

次に、2 番、サービス提供に関する記録の整備に関し、国の基準で 2 年間となっているものを、5 年間とするものでございます。独自規定の趣旨は、事業者の不当利益に対する返還請求権時効の 5 年に遵守するものでございます。

以上、2 点を除き、本市においては異なる基準とすべき特段の理由がないことから、省令で定める基準のとおりとする旨の規定をするものでございます。

以上、介護保険運営協議会でご承認いただいた、条例改定及び制定についてその概要をご説明申し上げます。

よろしくお願いします。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

熊谷委員。

(熊谷委員)

資料 1 について伺います。

7 ページの第 7 期計画のポイントの中で、地域包括ケアシステムの深化・推進の(2)医療・介護の連携の推進のところで、①のところで新たな介護保険施設「介護医療院」を創設というふうにあります。この考え方と質的にどのように変化していくのか、そこを説明お願いしたいのですが。

(大山委員長)

答弁調整のため、休憩いたします。

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

(大山委員長)

それでは、会議を再開いたします。

平塚課長。

(保健福祉課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

ここの介護医療院と言いますのは、従来の介護療養型という介護施設が制度改正に伴って、介護医療院という形に移行するものです。従来、介護療養型に入所されている方は、順次こういう形で移行するものと思われます。

(大山委員長)

よろしいですか。

熊谷委員。

(熊谷委員)

今回の介護保険の変更の大きな特徴として、介護保険料が上がっていくのだけれども、給付される介護サービスとかそれがどんどん薄くなっていくという特徴があると思うのです。

そういう中で、新しく介護医療院というふうに体制が変わっていく中で、具体的にこれまでとどんなふうに入所者や受けるサービスが変わっていくのかということが聞きたかったのですが、その辺はまだわかりませんか。

(大山委員長)

答弁調整のため、休憩いたします。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 17 分 再開

(大山委員長)

会議を再開いたします。

平塚課長。

(保健福祉課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

介護サービスが、先ほど薄くなるということをおっしゃいましたが、その内容について、報告いただけるといいですか。

(大山委員長)

熊谷委員。

(熊谷委員)

具体的にはもちろん、皆さんのほうがプロですからご存知だというふうに思いますけれども、要支援の人たちは、介護サービスから外されるということがまずありますよね。そして、地域がやっていかなければいけない地域支援事業という形でやっていくと。そしてプロの皆さんが、そのサービスに当たるのではなくて、ボランティアの方たちを多くそこに使ってという、そういうふうに聞いているところなのです。

大もとにそういうことがある中で、今行われている施設としての介護と、

それから医療のほうでやっている、今平塚さんのほうからお話があった中身と、その二つが合わさって介護医療院になっていくのだというようなことを読んだのですけれども、そこら辺をもう少し具体的に教えていただきたいなと思います。

(大山委員長)

答弁調整のため、休憩いたします。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 19 分 再開

(大山委員長)

会議を再開いたします。

平塚課長。

(保健福祉課長)

ただいまの熊谷委員のご質問にお答えします。

介護サービスの支援がついている方というのは、総合事業に移行するというところで制度的には、形は変わりますがサービス自体は残っております。我々、今計画に基づいて取り組もうとしているボランティアの育成ですとか、そういう部分というのは、従来から地域にある助け合いとかつながりとか、支え合いというものをもう一回奮い起こして、将来的に介護保健が効果的に効率的に持続的に確保できるようにそういう地域をつくっていこうと、そういう調整をしていく必要があるということで、その計画に盛り込んでいるということです。

(大山委員長)

よろしいですか。

熊谷委員。

(熊谷委員)

あそこのところは、わかりました。

介護医療院も、そういったことまでしかまだわからないということであれば、結構です。

(総務課長)

ただいまの熊谷委員と担当課とのやりとりなのですが、冒頭委員のほうから、介護サービスが薄くなるというふうに聞いているというお話だったのですが、ちなみにどなたからそういう情報をお話を聞いて、お話しされたのでしょうか。

それをちょっと確認させていただきたいと思います。

(熊谷委員)

北海道社会保障協議会というところで行われていた介護保健の学習会など

で聞いたところです。

(大山委員長)

休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 22 分 再開

(大山委員長)

会議を再開いたします。

平塚課長。

(保健福祉課長)

先ほどの熊谷委員のご質問にちょっと補足説明をさせていただきたいと思っています。

支援がついた被保険者というのは、総合事業という形で先ほど申し上げたとおり、そういう制度には移行しますが、サービスとしては何ら変わらない状態で提供されています。サービスとして低下するということは、一切ございません。そこは介護保健サービスということで、サービスの提供ということとはしっかり確保されていますので、誤解のないようよろしくお願いします。

(大山委員長)

よろしいですか。

熊谷委員。

(熊谷委員)

担当課のほうでそういうふうを考えているということは、わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

今川委員。

(今川委員)

今の介護医療院の話で確認だったのですけれども、この計画には新たな介護保健施設、介護医療院も創設という形で書いてあります。

先ほどの話からいうと、既存の施設が名称変更、変わって介護医療院になるという理解でよろしかったでしょうか。

(保健福祉課長)

今川委員のご質問にお答えします。

委員ご指摘のとおり、そういう形で移行していきます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

本田委員。

(本田委員)

78 ページの第 1 号被保険者保険料についてというところで、4,953 円に対し第 7 期は 6,236 円に増額ということで、その理由についてでもご説明いただいたり、資料の中でよく理解できたのですが、近隣他市町村の状況をもし把握されているようでしたら、お知らせいただければと思います。

(保健福祉課長)

本田委員のご質問にお答えします。

ただいまの道のほうで取りまとめをしているとのことで、情報としてはまだおりてきていないので、今お出しできる情報というのは持ち合わせていない状況です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

議長。

(議長)

お疲れさまでございます。

資料 1 の関係で、ちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、(1)運営協議会の結果ということで、2 月 21 日に開催されたということでございました。それで委員のほうからも③番に書かれているようないろいろ質問が出たということなのですが、その前の①パブリックコメントの関係なのですが、意見の提出はありませんでしたというふうに記載をさせていただいておりますが、前回パブリックコメントを実施するというご案内をいただいていると思うのですが、その方法についてもう一度確認をさせていただきます。募集の方法。

(保健福祉課長)

厚谷議長のご質問にお答えします。

今回のパブリックコメントというのは、まず市のホームページに掲載したほか市の広報にその記事を掲載し、計画についてはボリュームがありますので、介護保健係に設置するのと、南署のほうに設置をして計画案を市民の方に見ていただき、ご意見を頂戴するという形で募集したところであります。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

それで、一応私もパブリックコメントが募集開始するということで、いろいろと確認をさせていただいた中で、これはテクニク的な問題かも知らないのですが、今、課長のほうからお話ありましてとおり市のホームページ、広報ということで募集をするということについては告知がされていると。

ただ、私が確認した状況で言うと、ホームページの中の例えば新着情報であるとか、募集であるとかというところにこの件が搭載されていなかったと思うのですが、その点については間違いないでしょうか。

(保健福祉課長)

ホームページの掲載につきましては、ちょっと工夫が足りなかったなと思います。今後これを生かして、これを踏まえて、今後この計画の策定と現状については広報でしっかり市民の方々に周知していきたいと思っています。

(議長)

カテゴリーで言うと、介護保険というところに掲載をされていたのを私も確認しています。

ただ、やはり一般的に広報を見て、例えば市民の方々が例えば意見があるかないかということは別にしても、どういう募集がされているかというのを見るということからすると、やはり新着あるいは募集というところにも同様の、何というのでしょうか、リンクを張っていただくというのが、やはり適切ではなかったかなというふうに思いますので、今、課長のほうからもお話がありましたけれども、今後の対応についてはぜひお願いしたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【生活福祉課】

1. 第2次夕張市障がい者計画・第5期夕張市障がい福祉計画・第1期夕張市障がい児福祉計画について

(大山委員長)

それでは、次に、生活福祉課から報告を受けてまいります。

菅谷課長。

(生活福祉課長)

報告事項の6番でございますけれども、第2次夕張市障がい者計画・第5期夕張市障がい福祉計画・第1期夕張市障がい児福祉計画につきまして、こ

のたび計画案を取りまとめましたので、ご報告いたします。

計画策定に当たりましては、夕張市身体障害者福祉協会や手をつなぐ支援者会などの当事者やそのご家族・市内の障害者支援施設・市の社会福祉協議会や民生児童員協議会など、幅広い分野の関係者から構成される夕張市障害者自立支援協議会におきまして、計画について集中的に審議する計画作成部会を設置するなど、これまで5回にわたり協議会の委員の皆様のご意見を伺うとともに、障害のある方々やご家族の実情やニーズを把握するためのアンケート調査や、市民の皆様からご意見を伺うためのパブリックコメントなどを実施いたしまして、この計画案をまとめさせていただきました。

お手元の資料1により計画の内容について、ご説明申し上げます。

資料2ページの図をごらんください。

まず、計画の位置づけと期間についてでございますが、今回市が策定する障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、法律により市町村が定めることとされているもので、障がい者計画は平成27年度から平成32年度までの障害者の基本的な施策を、あと二つの計画につきましては、平成30年度から平成32年度までのサービス必要量の見込みと確保策を定めています。

それぞれ根拠法が異なりまして、計画期間も障がい者計画が6年、あと二つの計画が3年となっておりますけれども、障害福祉施策の総合的な推進を図るため、今回新たに作成することとなった障がい児福祉計画を含めた三つの計画を今回一体的に策定しております。

次に、資料のページを戻るのでございますけれども、表紙をめくった次のページの目次をごらんください。

本計画の構成についてでございます。

大きく三部構成になっており、第1部第1章から第2章までが概況、第1部第3章と第2部が障がい者計画、第3部が障がい福祉計画・障がい児福祉計画となっております。

次に、資料の4ページをごらんください。

ここから夕張市における障害者の状況でございますけれども、身体・知的・精神の三つの障害種別について、それぞれ程度や年齢別に手帳交付者数の推移を記載しておりますほか、精神疾患や難病に関する医療受給者数の推移などについて記載をしております。

次に、資料12ページをごらんください。

12ページには、障害者手帳所持者数の推移と、図にございますとおり三つの種別の障害の手帳所持者の合計が、当時で平成28年度末で1,102人。人口比でいうと12.7パーセントとなっておりますが、このページの冒頭の説明文に記載しておりますとおり、平成29年度版の障害者白書では、「およそ国民

の 6.7 パーセントが何らかの障害を有している」と報告がなされておりますことから、これだけを捉えますと、本市の障害者値というのは、全国平均よりも 2 倍程度に当たるという状況にあります。

次に、資料の 13 ページをごらんください。

本計画の基本理念についてでございます。障害のある人たちが障害のない人たちとともに、家庭や地域で「安心して生活が送れるまちづくり」としてございます。

この基本理念に基づきまして、障害福祉施策を推進するための基本目標及び施策の体系についてなのですが、資料の 16 ページに記載してございます。

体系としまして、地域生活支援体制の充実、自立と社会参加の促進、バリアフリー社会の実現の三つの目標を定めまして、以下四つの分野としまして、生活支援、保健・医療、療育・教育、就労支援等々の分野を定めてございます。

次のページ、16 ページから 30 ページまではその四つの分野における現状と課題、基本方針、具体的な施策について記載しておりまして、その中から何点か新たな取り組みについてご説明させていただきます。

資料の 17 ページをごらんください。

生活支援の分野で、一番最後の白丸印なのですけれども、人材の養成・確保についてでございますが、障害のある方が地域で暮らし続けるための支援体制を維持するため、サービス提供の担い手となる介護福祉人材の養成・確保に取り組むこととしております。

次に、資料 21 ページをごらんください。

療育・教育の分野でございますけれども、一番下の白丸印ですが、障害児支援体制の整備について。発達のおくれや障害のある子どもが身近な地域において継続的な支援が受けられるよう基盤整備を進めることとしております。

次に、資料 23 ページをごらんください。

ここは就労支援の分野における具体的な施策についてでございますが、下のほうの白丸印、就労相談支援体制の充実として、障害者・生活困窮者・生活保護受給者の就労を包括的に支援する体制を市内に整備することとしております。

それから次のページ、24 ページですけれども、地域特性を生かした就労機会の確保としまして、行政、障害福祉サービス事業所、地元企業、NPO 法人などが連携し、地域における新たな仕事の開拓・確保に努めることとしております。

次に、資料 26 ページをごらんください。

26 ページは、差別の解消、権利擁護の取り組み及び虐待の防止の分野にお

ける一番最後の白丸印ですけれども、成年後見制度の利用促進についてでございますが、障害者本人やその家族の高齢化が進む状況を踏まえまして、財産管理や身の回りの支援について、今後より一層の利用促進を図ることとしております。

取り組みの代表的紹介、新しいものの紹介は以上でございまして、続きまして計画の第3部、第5期夕張市障害福祉計画・第1期夕張市障がい児福祉計画について、ご説明いたします。

資料35ページをごらんください。

ここからは、障害福祉サービスなどの必要量の見込みと確保策の記載となっておりますけれども、この中で訪問系サービスを例にご説明いたしますと、35ページの初めに居宅介護を初めとした各サービス内容の説明として、サービス見込量の考え方を記載した後にサービス見込量として平成27年度と28年度のサービス利用実績、29年度の利用量見込、計画期間に当たる平成30年度から32年度までの3年間における障害福祉サービスなどの必要量の見込と確保策や目標値などを定めており、以下資料54ページまで各サービスごとに記載してございます。

最後に資料55ページをごらんください。

ここからは、計画の推進体制についてでございますが、計画策定後におきましても、次に56ページにございますけれども、PDCAサイクルに沿って計画の達成状況について点検評価を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行っていくものでございます。

以上、計画の案について、その内容を説明申し上げました。

委員長を初め、委員の皆様には今後ともよろしくご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

本田委員。

(本田委員)

計画の28ページにも記載されているのですが、バリアフリー化ですとかユニバーサルデザイン、まちとしてやっていくと、これまでもそういった方向で本市に限らず、どこの自治体も取り組むべきこととしてやられていることと思うのですが、本市において今後新しく、例えば拠点複合施設がこれから建設されようとしていますが、そういった施設でこういったユニバーサルデザインだったり、バリアフリー化が進められるというのは、恐らく間違いなくいただけることと思いますが、既存の施設に関しては、このバリアフリー

化を進めていくというような計画をもって取り込まれるというようなことはあるのでしょうか。

(大山委員長)

答弁調整のため、休憩いたします。

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 43 分 再開

(大山委員長)

会議を再開いたします。

菅谷課長。

(生活福祉課長)

本田委員のご質問にお答えいたします。

今時点で、具体的な計画ということにはなっていないのですが、個々の施設等について、その管理部門と必要に応じて個々に相談しながら進めていくことになろうかと思います。

(本田委員)

必要に応じるということで、見直しが必要な部分が発生したたびに相談を受けて対応していただくということになろうかと思うのですが、55 ページのほうの推進体制というところにもかかわってこようかと思うのですが、庁内の横断的な検討というのですか、例えばある施設の入り口のところをバリアフリーにしたいというような話になれば、当然建設課ですとか関係部局とのかかわりが出てこようかと思います。

これまで、その辺の連携が十分にうまく行っていたかと言うと、それは果たして誰にも答えはわからないことだと思うのですが、ぜひこれから前向きに各課との連携をより深めていただいて、計画的に進めていただければというふうに思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで生活福祉課を終わります。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。

市民課の報告は午後からとし、委員会は午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

(大山委員長)

大変お待たせをいたしました。

これより会議を再開いたします。

この場合、熊谷委員より発言したい旨の申し出がありますので、これを許してまいります。

熊谷委員。

(熊谷委員)

先ほど介護保健サービスの件で、サービスが薄くなるという旨の発言をいたしました。が、調査不足でしたので取り消しをさせていただきます。

(大山委員長)

ただいま熊谷委員よりサービスが薄くなるという発言の取り消しの申し出がありました。

したがいまして、その言葉に関連するその後の議事録は削除したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

【市民課】

1. 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
2. 夕張市戸籍電算化事業について

(大山委員長)

次に、市民課からの報告を受けてまいります。

及川課長。

(市民課長)

市民課からは、2点ほどご報告申し上げます。

まず1点目、夕張市国民健康保険条例の一部改正についてであります。本改正は国民健康保険法等の改正に伴い、国民健康保険の運営主体が都道府県単位化されたことによる文言の整理及び葬祭費の額を北海道統一基準による給付額とするため、夕張市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、「国民健康保険運営協議会」及び「市町村が行う国民健康保険」という文言が改正されたことに伴い、それぞれ「国民健康保険事業の運営に関する協議会」と「市が行う国民健康保険の事務」という文言に改正するものであります。

また、葬祭費の支給についてであります。その額を現行「2万円」としていたものを北海道統一基準額「3万円」に改正するものであります。

本改正につきましては、平成30年4月1日から施行するものであります。

2点目、夕張市戸籍電算化事業についてであります。国からの法定受託事

務である戸籍事務を電算化する事業であります。

平成6年に戸籍法が改正され、戸籍事務の適性かつ迅速な処理を図るため、電算処理することが可能となりました。現在、道内においてほとんどの市町村で戸籍の電算化処理が行われており、今般本市においても取り組むものです。

導入のメリットにつきましては、戸籍事務を正確かつ効率的に処理することで住民サービスの向上を図るものであり、あわせて職員の業務負担を軽減し、システムの安定的な稼働を確保するものです。

事業につきましては、国が示した標準的仕様を遵守しなければならないこと、さらには大量の戸籍データをセットアップをすることが主要業務となることから、取り組み開始からシステムの稼働まで1年以上の期間を要するものであります。

システムが稼働する時期の目標として、現在戸籍・附票につきましては平成31年8月、平成改製原戸籍・附票は、その2カ月後の平成31年10月、さらに除籍・改製原戸籍につきましては、翌年32年1月を目途とするものであります。

委託事業者の選定につきましては、単に価格だけの比較のみならず、データのセットアップ等の正確性や実績・専門性・技術力・企画力等を総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により選定するものです。

プロポーザル方式につきましては、他の多くの市町村が採用しており、適切な事業者を選定する際に、その有効性が認められているものであります。

なお、事業費につきましては、財政再生計画に計上しているとおり平成31年度から平成36年度まで債務負担行為として、総額1億7,018万1,000円を上限額に設定するものであります。

今後のスケジュールであります。目標として4月6日に告示を行い、5月12日にプロポーザルを実施し、6月議会に契約について議案を上程する予定でございます。

以上です。

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

今川委員。

(今川委員)

戸籍の電算化について伺いたします。

電算化において、どのようなメリットがあると想定されているか伺いたします。

(市民課長)

先ほどご説明もさせていただきましたが、まず電算化することで戸籍事務の正確かつ交付時間が短縮されることから、効率的に処理することで押しなべて住民サービスの向上につながるものと考えております。

(今川委員)

続いてなのですけれども、電算化後の証明書の発行について、証明書用紙の偽造防止などをする予定はありますでしょうか。

(市民課長)

そういう視点を持ちながら、これから事業者の選定を図りながら総合的な企画を受けた、そして最もいい提案をされた事業者を選定する予定でございます。

(今川委員)

続いてなのですけれども、戸籍情報を管理するコンピューターへの接続について、個人情報保護の観点から気をつけている事項などございましたら、お願いいたします。

(市民課長)

専門的な業務になるものですから、個人情報については守秘義務というのは徹底されなければならないものです。その中において、個人情報を扱う上での資格、そういうものを事業者の選定要件の一つに挙げたいと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

小林委員。

(小林委員)

今の観点でちょっとよろしいでしょうか。

先ほどの説明ですと、北海道のほとんどの市町村で戸籍の電算処理がもう行われているという部分でありますけれども、当然先ほどの説明の中で夕張市がなかなかこれに取り組めなかったというのですけれども、他管内の状況と夕張以外のほとんどというけれども、どのくらいの部分で取り組めていない部分が夕張だけなのか、ほかにもあるのか。

またそういう部分で、ほかから聞いている先ほどメリット、デメリットという部分で、ほかからの今取り組んでいる状況が既にもうスタートされていると思うので、その状況があればちょっと詳しくお話ください。

(市民課長)

この電算化につきましては、本市におきましても平成 22 年以降予算化につ

いて協議させていただいてきているところですが、道内のほとんど夕張以外の自治体についてはもう電算化が終了しているということで確認しております。

なお、全国的に見ても数自治体しかありません、未電算化につきましては。その自治体とも連携をとりながら、よい事業者の選定等を検討していきたいと思っております。

(小林委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【財政課】

1. 統一的な基準による財務書類の作成について

(大山委員長)

それでは、次に、財政課から報告を受けてまいります。

芝木課長。

(財政課長)

お疲れさまです。

財政課からは、資料に基づいた報告の前に1点ご報告させていただきます。

2月20日開催された行政常任委員会において、財政課より財政再生計画3月変更について及び3月の補正予算についてをご報告申し上げましたが、降雪量が当初予測よりふえたことから、常任委員会後に急遽除雪委託料700万円の増額を変更計画に加えたところであります。

当該除雪費につきましては、総務大臣の計画変更同意をいただいた上で、明日の定例市議会に提案予定の29年度補正予算にも計上する予定としておりますので、この場でご報告いたします。

それでは、改めまして、報告事項として提示している統一的な基準による財務書類の作成についてを説明いたします。

資料1をお開きください。

まず、財務処理作成の経過・背景を概要としてご説明申し上げますと、地方公共団体と民間企業で採用されている会計制度は、資料記載の表のとおり、

地方公共団体は単式簿記、現金主義会計、民間企業は、複式簿記、発生主義会計という点が大きく異なっております。

地方公共団体が単式簿記、現金主義会計を採用しているのは、予算の適正かつ確実な執行を図る観点において、確定性・客観性等にすぐれているためとされております。

一方で単式簿記では、資産・負債や減額償却のコスト等が把握できないことから、単式簿記を保管する資料として複式簿記による決算書資料の作成がこれまで東京都を初めとする各自治体において、なされてきたところであります。

しかしながら、それぞれ複式簿記へのあらわし方、考え方が統一されていなかったことから、平成 27 年 1 月に総務省が統一的な基準による地方公会計マニュアルを整えた上で、平成 29 年度末までにこの基準による財務処理を作成するよう総務大臣通知がされたところであります。

本市においても、既に昨年 9 月の定例市議会で認定いただいた、平成 28 年度決算をベースに単式簿記決算を複式簿記にてあらわした財務書類を作成し、公表しようとするものであります。

作成を求められた財務書類は、4 種類。

まず、貸借対照表。こちら企業会計においても、貸借対照表と呼称されていますが、いわゆるバランスシートといわれているものでございます。

二つ目は行政コスト計算書。企業会計では、損益計算書に該当し行政サービス提供のためにかかった費用をあらわすものでございます。

3 点目は、純資産変動計算書。企業会計では、株主資本等変動計算書に当たり、純資産の変動を表示したものでございます。

最後、4 点目は、資金収支計算書。企業会計では、キャッシュフロー計算書に該当するもので、こちらは単式簿記の歳入歳出を業務活動・投資活動・財務活動の三つの枠組みにおいて項目を整理したものになるので、本年度末資金管理課が単式簿記の歳入歳出差し引いたのと統合したものでございます。

資料 1 の 2 ページ上段に、財務書類 4 表の相互関係を示しておりますが、4 表が独立したものではなく、それぞれの表で示される数値が関係性を持ち、最終的に貸借対照表の項目となってあらわれることを示しております。

作成が求められている財務書類については、いわゆる普通会計を対象範囲とする一般会計等財務書類、一般会計等財務書類と水道関係を含む特別会計を対象範囲とする全体財務書類、全体財務書類と一部事務組合や三セク等を連結した連結財務書類、この三つのカテゴリーにおいて、それぞれ財務書類 4 表を作成することになります。

資料の 3 ページから 6 ページにおいては、平成 28 年度決算に基づいて作成

を行った一般会計等財務書類4表を掲載しておりますので、ご参照ください。

今後のスケジュールといたしましては、全体財務書類を構成する他団体の資料が未完成なものがあることから、当市に完成品が到着次第、連結財務書類を作成の後、今年度末をめどに市ホームページに掲載するとともに、市広報5月号に概要を掲載する考えでございます。

以上です。

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようありますので、これで財政課を終わります。

【総務課】

1. 夕張市職員給与条例の一部改正について
2. 夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
3. 退職手当支給条例の一部改正について

(大山委員長)

それでは、次に、総務課から報告を受けてまいります。

寺江課長。

(総務課長)

ご苦労さまです。総務課でございます。

総務課からは、3点の報告事項がございます。

最初に、1番目の夕張市職員給与条例の一部改正について及び2点目の夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については私のほうから、3番目の退職手当支給条例の一部改正については、総務課阿部主幹よりそれぞれ説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、1点目の夕張市職員給与条例の一部改正について及び夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、2点一括して資料1よりご説明したいと思います。

ページをお開きください。資料1です。

今回の職員の給与条例、企業職員の給与条例の一部改正については、2点の大きなポイントがございます。

まず改正の趣旨の中で、(1)番目、1点目は平成29年の人事院勧告による国家公務員給与等の変更に伴う改正でございます。

2点目は、(2)として現在財政再建の取り組みとして行っている職員給与の独自削減、この削減率を緩和しようという趣旨のものでございます。

改正の趣旨をそれぞれ説明いたします。

まず平成29年の人事院勧告の骨子でございますけれども、記載のとおり官民格差0.15パーセントを埋めるため、俸給表の水準を引き上げるものでございます。公務の初任給について、民間との差があることを踏まえ、大学卒及び高校卒採用職員の初任給を1,000円引き上げるとともに、若年層職員についても同程度の改定を行うものでございます。

また、その他の職員にあっては、400円の引き上げを基本に改定を行うものであります。このため、平均改定率は0.2パーセントとなるものでございます。

次に、民間のボーナスに値する期末勤勉手当のうち、勤勉手当を0.1月年間配分し引き上げるものであります。

既に国家公務員は、実施時期を平成29年4月1日としておりまして、遡及して実施をしているところでございます。

次に、2点目の独自給与の削減の緩和であります。委員にご承知のとおり、現在財政再生計画の中では、本部において職員給与の基本給について一律9パーセント削減を実施しているものでございますが、この間の行政執行体制の確保に鑑みまして、このたび所要の改善を行うものでございます。

なお、この改正に当たっては国、道との協議を踏まえ、あくまでも全国都市の中の最低水準を維持することをもって、改正しようとするものであります。

改正の内容でございます。先ほど申し上げたとおり、人事院勧告に準拠した改正として国と同様に改正を行うものでございます。勤勉手当についても、先ほど申し上げたとおり年間支給月数0.1月分を引き上げるものでございます。

このため、現行の期末勤勉手当の年間支給月数は4.3月から4.4月に変更となります。その内訳については、めくっていただいて2ページに記載しておりますのでご参照いただければというふうに思います。

次に、独自削減の緩和の部分ですが、先ほど申し上げたとおり基本給について現行一律9パーセント削減を実施中でございますが、国と道との協議の踏まえ、平成30年4月1日移行は一律7パーセントの削減とし、現在の削減率から2パーセントの緩和処置を図るというものでございます。

なお、附属資料といたしまして、条例改正に係る新旧対照表を添付してございますので、それぞれご参照いただければというふうに思います。

1点目は、以上です。

(阿部主幹)

それでは、私のほうから資料 2、退職手当支給条例の一部改正についての説明をいたします。

今回退職手当の支給条例の改正については、大きく 2 点ありまして、1 点目につきましては、特定地方独立行政法人等職員が公務員の扱いを受けるということから、その職員となるために退職金を支給されないで一度退職をし、再度職員となった場合の在職期間の通算方法について新たに規定をするものであります。

ちなみになのですが、北海道の中で行けば特定地方独立行政法人と言われているものは、1 番の下の方にちょっと小さい字で書いてあるのですが、
「北海道公立大学法人札幌医科大学」や「地方独立行政法人北海道立総合研究所」の 2 カ所しかないのでありますが、一応この部分以外のところについても該当するものもあるものですから、そこについてまず改正させていただくということです。

もう一点が、こちらは不祥事を起こした職員に対する退職金の取り扱いについて他市町村との取り扱いに差が生じていることから、以下のとおり支給制限・返納制度を拡充するために制度を新設するものであります。

大きくその中でも 4 点ありまして、まず 1 番目なのですが、退職手当支払後に在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができる。

2 点目、在職期間中に懲戒免職処分を受ける行為があったと認められた場合で、既に当該職員が死亡しているときには支払い前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納を命ずることができること。

3 番、退職手当の支給制限に際しては、品位の性質なども考慮して退職手当の一部を支給することが可能な制度を創設する。返納についても、一部を返納させることが可能な制度を創設する。

4 点目、処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限、全ての返納命令を行う場合には、退職手当審査会等に審問することとするという内容になっております。

私のほうから以上です。

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 5 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 再開

(大山委員長)

会議を再開いたします。

ここで私から一言おわびを申し上げます。

先ほど、私の進行の不手際から約 45 分間会議を中断させてしまいました。
大変申しわけありませんでした。

今後このようなことのないように進めていきたいと思いますので、よろしく
お願いをいたします。

以上で、本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会
を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会 行政常任委員会

委員長 大山修二 ㊟